

衆議院事務局における障害者である職員の任免の状況（令和 7 年 6 月 1 日現在）

令和 7 年 7 月 22 日

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づき、厚生労働大臣に通報した令和 7 年 6 月 1 日現在の障害者である職員の任免の状況は、以下のとおりです。

A 任免状況

① 職員の数

a 職員の数（短時間勤務職員を除く） 1,601 人

b 短時間勤務職員の数 9 人

c 職員の総数 $=a+(b \times 0.5)$ 1,605.5 人

② 除外職員の数

d 除外職員の数（短時間勤務職員を除く） 0 人

e 短時間勤務除外職員の数 0 人

f 除外職員の総数 $=d+(e \times 0.5)$ 0.0 人

③ 旧除外職員の数

g 旧除外職員の数（短時間勤務職員を除く） 273 人

h 短時間勤務旧除外職員の数 0 人

i 旧除外職員の総数 $=g+(h \times 0.5)$ 273.0 人

④ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数

(ハ) 身体障害者の数 25.0 人

(ニ) 知的障害者の数 4.0 人

(ホ) 精神障害者の数 19.0 人

B 上記に基づく計算

⑤ 現在設定されている除外率 0%

⑥ 基準割合 $=\{③i/((①c-②f))\} \times 100$ 17%

⑦ ⑥に基づく除外率 0%

⑧ 適用される除外率 0%

⑨ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 $=①c-②f-\{(①c-②f) \times ⑧\}$ 1,605.5 人

⑩ 障害者計 48.0 人

⑪ 実雇用率 $=((⑩/⑨)) \times 100$ 2.99%

⑫ 法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数 0.0 人

D 障害者雇用推進者

（役職名）庶務部長

（氏 名）梶田 秀

E 障害者活躍推進計画及びその取組の実施状況を公表している URL

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/osirase/shougaishakatuyakusuishin.htm

※ 厚生労働大臣に通報した事項のうち「④身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数」中の他の事項及び「C 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数」については、少数であるため、特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推認されるおそれがあることから非公表。